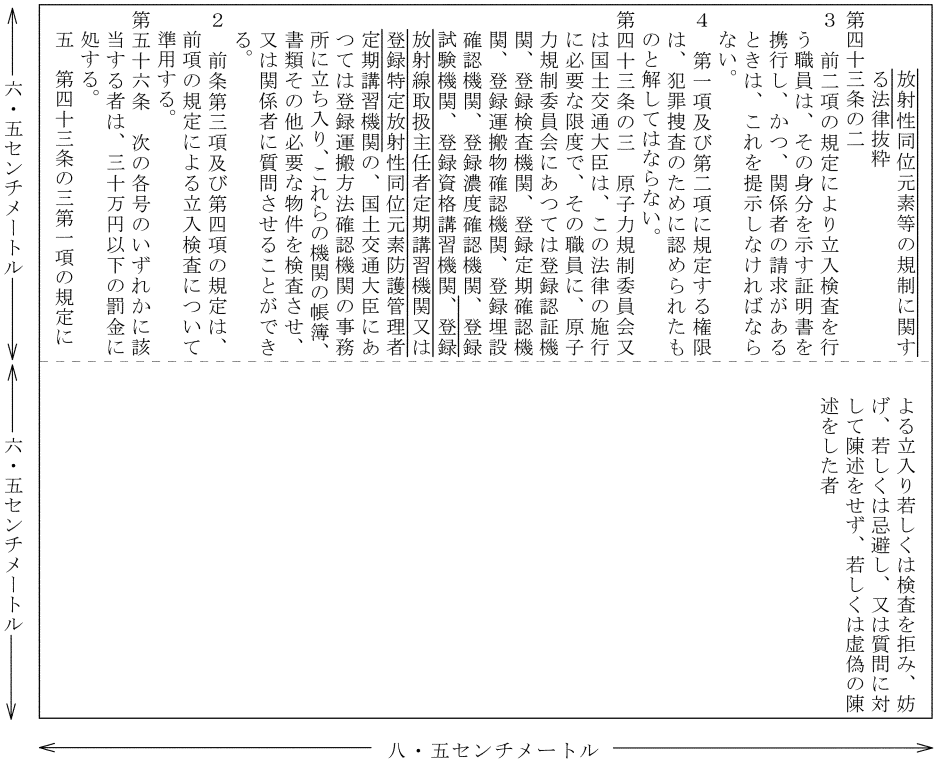
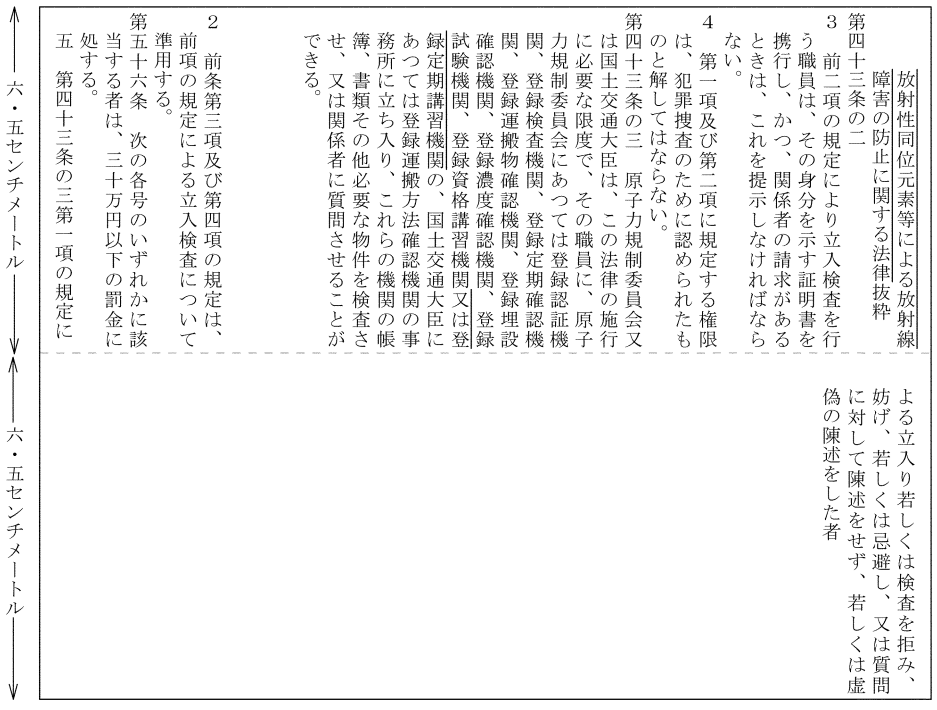
（裏）


放射性同位元素等の規制に関する法律抜粋
第四十三条の二
3　前二項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携行し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
4　第一項及び第二項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
第四十三条の三　原子力規制委員会又は国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度で、その職員に、原子力規制委員会にあつては登録認証機関、登録検査機関、登録定期確認機関、登録運搬物確認機関、登録埋設確認機関、登録濃度確認機関、登録試験機関、登録資格講習機関、登録放射線取扱主任者定期講習機関又は登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関の、国土交通大臣にあつては登録運搬方法確認機関の事務所に立ち入り、これらの機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
2　前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。
第五十六条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
五　第四十三条の三第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
六・五センチメートル
六・五センチメートル
八・五センチメートル

（裏）


放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律抜粋
第四十三条の二
3　前二項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携行し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
4　第一項及び第二項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
第四十三条の三　原子力規制委員会又は国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度で、その職員に、原子力規制委員会にあつては登録認証機関、登録検査機関、登録定期確認機関、登録運搬物確認機関、登録埋設確認機関、登録濃度確認機関、登録試験機関、登録資格講習機関又は登録定期講習機関の、国土交通大臣にあつては登録運搬方法確認機関の事務所に立ち入り、これらの機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
2　前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。
第五十六条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
五　第四十三条の三第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
六・五センチメートル
六・五センチメートル
八・五センチメートル